

2015年4月28日 全13頁

バーゼルⅢへの対応状況(2014年6月末時点)

モニタリング結果の公表(第7回):内部留保の積立でクリア可能か

金融調査部 主任研究員 鈴木利光

[要約]

- 2015 年 3 月 3 日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS) は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している。
- 今回のモニタリングの対象となった銀行(金融機関)は、全部で224である。
- グループ1 (Tier 1 資本 30 億ユーロ超の国際的に活動する銀行(金融機関)) においては、前回に比して、普通株式等 Tier 1 (CET 1) の最低所要水準(4.5%) に対する資本不足額が1億ユーロ減少してゼロとなり、CET 1 の最低所要水準と資本保全バッファーの合計(7.0%) に対する資本不足額が74%減少している。グループ2(その他すべての銀行(金融機関)) においても、前回に比して、CET 1 の最低所要水準と資本保全バッファーの合計(7.0%) に対する資本不足額が81%減少している。
- こうしたことから、前回のモニタリング結果に引き続き、今回のモニタリング結果からも、銀行(金融機関)は、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までに、CET 1比率 7.0%、ひいては総自己資本比率 10.5%に対する資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。
- レバレッジ比率に目を移すと、今回のモニタリング(2014年6月末時点)ではエクスポージャー額が再び増加しており、デレバレッジが一段落したように見受けられるものの、最低所要水準(Tier1)と資本保全バッファーの合計(8.5%)に G-SIBs サーチャージを上乗せした Tier1 比率をクリアするための資本調達をしたとしても、レバレッジ比率3%をクリアできない銀行(金融機関)が6.6%(約14行)ある。
- したがって、エクスポージャー額(レバレッジ比率の分母)の増加を抑制するというトレンドが次回のモニタリング(2014年末時点)まで継続する可能性も考えられる。

[目次]

<u>1.</u>	<u> はじめに</u> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
2.	モニタリング対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
<u>3.</u>	規制資本へのインパクト	3
4.	<u>レバレッジ比率</u> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8
<u>5.</u>	<u>流動性規制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</u>	1
6.		2

1. はじめに

2015 年 3 月 3 日、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) は、「バーゼル \mathbf{III} モニタリングレポート」を公表している 1 。

このモニタリングは、12 月末及び 6 月末(わが国の場合は 9 月末及び 3 月末)を基準日として、半年ごとに実施されることになっている。今回は、7 回目のモニタリングの結果(2014 年 6 月末時点)の公表となる 2 。

本稿では、今回のモニタリングの結果を簡潔に紹介する。

なお、これまでのモニタリングと同様に、今回のモニタリングでも、バーゼルⅢに係る段階 適用の経過措置、グランドファザリングは考慮されていない(2019年の完全実施ベースである) 点に留意されたい。また、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)に対する資本サーチャージ(以下、「G-SIBsサーチャージ」)(普通株式等 Tier 1で1.0%~2.5%の上乗せ)³が考慮されている点も、これまでのモニタリングと同様である。

2. モニタリング対象

今回のモニタリングの対象となった銀行(金融機関)は、全部で224である。

その内訳は、グループ 1 (Tier 1 資本 30 億ユーロ超の国際的に活動する銀行(金融機関)) が 98、グループ 2 (その他すべての銀行(金融機関)) が 126 である。

224の銀行(金融機関)を法域で分類した場合、図表1のようになる。

^{◆「}システム上重要な銀行に対する上乗せ資本規制の概要」(金本悠希)[2011年11月9日]



¹ BCBS ウェブサイト参照(http://www.bis.org/press/p150303.htm)

² 6回目のモニタリングの結果(2014年9月11日公表)の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

^{◆「}バーゼルⅢへの対応状況 (2013 年末時点)」(鈴木利光) [2014 年 10 月 16 日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141016_009040.html)

³ G-SIBs に対する資本サーチャージの概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

図表1 モニタリング対象 (規模及び法域別)

		グ	ループ1			グ	ループ 2	
法域	計	リスク・アセッ ト及び自己資本 の情報を提供	レバレッジの情報を提供	流動性の情報を提供	計	リスク・アセッ ト及び自己資本 の情報を提供	レバレッジの情報を提供	流動性の情報を提供
アルゼンチン	0	0	0	0	3	0	0	3
オーストラリア	4	4	4	4	1	1	1	1
ベルギー	1	1	1	1	2	2	2	2
ブラジル	2	2	2	2	0	0	0	0
カナダ	6	6	6	6	2	2	2	2
中国	6	6	6	6	0	0	0	0
フランス	5	5	5	5	4	4	4	4
ドイツ	8	8	8	8	36	36	35	36
香港	0	0	0	0	7	7	7	4
インド	5	4	5	4	5	5	5	5
インドネシア	0	0	0	0	4	2	2	2
イタリア	2	2	2	2	13	13	13	13
日本	14	14	14	14	4	4	4	4
韓国	5	5	5	5	3	3	3	3
ルクセンブルク	0	0	0	0	1	1	1	1
メキシコ	0	0	0	0	7	7	7	7
オランダ	3	3	3	3	16	16	16	16
ロシア	0	0	0	0	1	1	1	1
サウジアラビア	3	3	3	3	0	0	0	0
シンガポール	3	3	3	3	0	0	0	0
南アフリカ	3	3	3	3	3	3	3	3
スペイン	2	2	2	2	4	4	4	4
スウェーデン	4	4	4	4	0	0	0	0
スイス	2	2	2	2	7	2	4	4
トルレコ	3	3	3	3	0	0	0	0
英国	5	5	5	3	3	3	3	3
米国	12	12	12	11	0	0	0	0
計	98	97	98	94	126	116	117	118
(うちG-SIBs)	(30)							

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.1より大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 規制資本へのインパクト

(1) 資本水準

バーゼルⅢでは、普通株式等 Tier 1 (CET 1) 比率、Tier 1 比率、総自己資本比率の水準が 図表 2 のように定められている。



図表 2 バーゼルⅢが定める資本水準

	最低所要水準	最低所要水準 + 資本保全バッファー	最低所要水準 + 資本保全バッファー + G-SIBsサーチャージ
CET 1比率	4.5%	7.0%	8.0% ~ 9.5%
Tier 1比率	6.0%	8.5%	9.5% ~ 11.0%
総自己資本比率	8.0%	10.5%	$11.5\% \sim 13.0\%$

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1 等より大和総研金融調査部制度調査課作成

グループ 1 及びグループ 2 の銀行(金融機関)における CET 1 比率、Tier 1 比率、総自己資本比率の平均水準は、図表 3 のとおりである。

図表3 資本水準(平均)

			グル-	−プ1				グループ2		
		全体			G-SIB	s	,,, ,, ₂			
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	
2011年6月	7.1%	7.4%	8.6%	6.5%	6.8%	8.1%	8.7%	9.0%	11.0%	
2011年12月	7.7%	7.9%	9.2%	7.1%	7.4%	8.7%	8.7%	9.1%	11.0%	
2012年6月	8.5%	8.7%	9.9%	8.0%	8.3%	9.5%	9.0%	9.5%	11.3%	
2012年12月	9.2%	9.4%	10.6%	8.7%	9.0%	10.2%	8.8%	9.2%	11.1%	
2013年6月	9.5%	9.7%	11.0%	9.1%	9.4%	10.8%	9.1%	9.6%	11.4%	
2013年12月	10.2%	10.5%	11.9%	10.0%	10.3%	11.7%	10.1%	10.6%	12.5%	
2014年6月	10.8%	11.2%	12.6%	10.4%	11.0%	12.3%	11.8% (%1)	12.0% (%2)	13.7% (※3)	

- (注) 図表 3 では、原則として、Table A.5 の数値を採用している。もっとも、グループ 2 の 2014 年 6 月の数値は、Table 1 と Table A.5 との間に相違がある。これは、Table 1 はすべてのモニタリング対象の銀行(金融機関)の資本水準の平均であるのに対し、Table A.5 は 2011 年 6 月から 2014 年 6 月までの間継続的にモニタリング情報を提供してきた銀行(金融機関)(グループ 1 が 92 行、そのうち G-SIBs が 30 行、グループ 2 が 92 行)の資本水準の平均であることに起因する。そこで、2014 年 6 月の資本水準(平均)に限り、Table 1 の数値を採用している。
- (※1) Table A.5では「11.2%」。
- (※2) Table A.5では「11.4%」。
- (※3) Table A.5では「13.1%」。
- (出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 1 及び Table A.5 より大和総研金融調査部制度調査課作成

CET 1 比率に関しては、グループ 1 の 100%が、最低所要水準(4.5%)、及び最低所要水準と資本保全バッファーの合計(7.0%)をクリアしている 4 。

同じくグループ 2 では、CET 1 比率につき、99%が最低所要水準 (4.5%) を、93%が最低所要水準と資本保全バッファーの合計 (7.0%) をクリアしている 5 。

(2) 規制資本の内訳

グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)における、バーゼルⅢベースの規制資本(CET

⁵ サンプル数は114。



⁴ サンプル数は97。

1、その他 Tier 1、Tier 2) の内訳は、図表 4 のとおりである。

図表 4 規制資本の内訳

			グル-	−プ1				グループ2		
		全体			G-SIBs		<i>570</i> 52			
	CET 1	その他Tier 1	Tier 2	CET 1	その他Tier 1	Tier 2	CET 1	その他Tier 1	Tier 2	
2011年6月	82.6%	3.2%	14.2%	80.1%	4.3%	15.6%	78.8%	2.8%	18.4%	
2011年12月	83.7%	2.8%	13.5%	81.7%	3.6%	14.7%	79.2%	3.2%	17.6%	
2012年6月	86.2%	2.4%	11.4%	84.3%	3.1%	12.7%	79.5%	4.5%	16.0%	
2012年12月	86.7%	2.1%	11.1%	85.1%	2.5%	12.4%	78.9%	3.5%	17.5%	
2013年6月	85.9%	2.1%	12.0%	84.3%	2.4%	13.3%	80.4%	3.8%	15.8%	
2013年12月	85.9%	2.5%	11.7%	85.0%	2.9%	12.0%	81.2%	3.5%	15.3%	
2014年6月	85.3%	3.6%	11.1%	84.8%	4.4%	10.8%	85.2%	1.7%	13.1%	

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.11より大和総研金融調査部制度調査課作成

また、バーゼルⅢベースの規制資本のうち、CET 1 の基礎項目(プラス項目)の内訳は、図表 5 のとおりである。

図表 5 CET 1 の基礎項目の内訳

CET 4 O HINTED	グループ1						グループ2				
CET 1の基礎項目	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	
払込資本	46.7%	45.7%	44.1%	43.3%	41.6%	42.2%	42.9%	44.1%	45.5%	40.7%	
内部留保	50.3%	50.4%	52.6%	53.9%	54.4%	51.0%	49.4%	47.4%	45.4%	44.8%	
その他の包括利益累計額	2.2%	3.0%	2.3%	1.9%	3.2%	5.2%	5.1%	6.3%	6.5%	11.9%	
CET 1に係る調整後少数株主持分	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	1.7%	2.5%	2.2%	2.6%	2.6%	
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

(出所)「バーゼル皿モニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) 資本不足額

グループ 1 及びグループ 2 の銀行(金融機関)における、バーゼル \mathbf{III} の資本水準に対する資本不足額の合計は、図表 6 のとおりである。



図表 6 資本不足額(自己資本比率規制)

(単位) 10 億ユーロ

						グル	ープ1				(— <u> </u> — /	
			全	体					G-S	IBs		
					最低所要	水準					最低所要	水準
		最低所要	水準	-	ト資本保全バ	ッファー		最低所要	水準	+資本保全バッファー		
				+G-SIBsサーチャージ						+G-SIBsサーチャージ		
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率 Tier 1比率 総自己資本比率 C		CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.4	223.2	31.7	52.9	93.1	431.8	166.4	164.0
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.3	232.0	7.6	22.6	86.3	346.1	175.5	167.7
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	224.0	0.1	11.2	50.4	176.8	163.3	156.9
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	154.8	171.3	0.0	5.9	36.5	102.3	132.1	116.1
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.8	0.0	1.8	13.0	44.3	88.6	99.7
2013年12月	0.1	1.4	3.6	15.1	48.8	95.4	0.0	0.0	0.2	11.8	41.7	64.6
2014年6月	0.0	0.0	0.0	3.9	18.6	78.6	0.0	0.0	0.0	3.9	14.3	64.4
			グル・	ープ2								
		最低所要	k淮		最低所要	水 準						
					+ 資本保全バ	ッファー	l					
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率						
2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6						
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	11.5	14.6						
2013年6月			12.3									
2013年12月	2.0	0.7	4.0	9.4	6.9	8.3						

(出所)「バーゼル皿モニタリングレポート」Table 1、Table A.6、Table A.7 より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、G-SIBs30 行 6 のうちほぼすべてが、すでに最低所要水準と資本保全バッファーの合計(7.0%)に G-SIBs サーチャージを上乗せした CET 1 比率をクリアしている。

(4) CET 1 に係る調整項目

グループ 1 及びグループ 2 の銀行(金融機関)における、バーゼル \mathbf{III} ベースの CET 1 は、調整項目(マイナス項目)の控除により、それぞれ(控除前と比して)18.9%、14.7%の縮小がなされている。

CET 1の調整項目の内訳は、図表7のとおりである。

0.1 0.3 3.1 1.8 5.6

 $^{(\}underline{http://www.financialstabilityboard.org/wp-content/uploads/r_141106b.pdf})$



 $^{^6}$ (2013 年末のデータに基づく) G-SIBs30 行とそれらに対する資本サーチャージ (普通株式等 Tier 1 で 1.0% \sim 2.5%の上乗せ) については、以下の金融安定理事会 (FSB) ウェブサイトを参照されたい。

図表7 CET 1の調整項目の内訳

			グループ1					グループ2		
(サンプル数)	(100)	(100)	(101)	(101)	(97)	(105)	(116)	(119)	(114)	(116)
CET 1の調整項目	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月	2012年6月	2012年12月	2013年6月	2013年12月	2014年6月
ወክん	-13.5%	-12.4%	-12.0%	-11.2%	-10.8%	-7.0%	-6.8%	-5.9%	-5.4%	-5.1%
無形固定資産 (のれん・MSR (※1) を除く)	-3.3%	-3.1%	-2.9%	-2.7%	-2.6%	-2.2%	-2.3%	-2.1%	-2.1%	-1.9%
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)	-2.5%	-2.6%	-2.6%	-2.4%	-2.2%	-0.6%	-1.9%	-2.3%	-1.6%	-1.3%
他の金融機関等(※2)の普通株式(※3)	-1.7%	-2.3%	-2.3%	-1.3%	-1.2%	-4.7%	-5.3%	-5.4%	-4.7%	-3.4%
一時差異に基づく繰延税金資産	-1.1%	-1.2%	-1.0%	-0.5%	-0.4%	-1.3%	-3.0%	-2.7%	-0.3%	-0.1%
特定項目(※4)に係る15%基準超過額	-1.3%	-1.1%	-0.9%	-0.4%	-0.1%	-1.3%	-1.6%	-1.5%	-0.6%	-0.5%
その他 (※5)	-3.3%	-2.8%	-2.1%	-1.5%	-1.5%	-3.0%	-3.0%	-2.9%	-3.0%	-2.5%
計	-26.8%	-25.5%	-23.9%	-20.0%	-18.9%	-20.1%	-23.9%	-22.8%	-17.6%	-14.7%

- (※1) モーゲージ・サービシング・ライツの略。「回収サービス権」(将来のキャッシュの流入の管理・回収業務に係る権利。「金融商品会計に関する実務指針」第36項参照)のうち、住宅ローンに係るものをいう。
- (※2)「他の金融機関等」とは、概ね、連結対象外の銀行(金融機関)、証券会社および保険会社をいう。
- (※3) ここでいう「他の金融機関等の普通株式」とは、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式(資本かさ上げ目的の持合)の全額、少数出資金融機関(議決権割合が 10%以下の他の金融機関等) および 議決権割合が 10%を超える他の金融機関等の普通株式のうち銀行(金融機関)の CET 1 の 10%を超える 部分に相当する額をいう。
- (※4)「特定項目」とは、概ね、議決権割合が 10%を超える他の金融機関等の普通株式、MSR、そして一時差異に基づく繰延税金資産の3項目をいう。
- (※5)「その他」には、自己保有普通株式、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を超過する場合における当該超過額(内部格付手法採用行)、繰延ヘッジ損益、負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額、前払年金費用(退職給付に係る資産)、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額、モーゲージ・サービシング・ライツ、その他 Tier1 資本不足額が含まれる。
- (出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table A.12等より大和総研金融調査部制度調査課作成



4. レバレッジ比率

バーゼルⅢは、レバレッジ比率(資本/総資産)⁷を「3%以上」(Tier 1 ベース)としている。

今回のモニタリングでは、BCBS が 2014年1月12日に公表したレバレッジ比率の改訂版 ⁸による変更が、初めて完全に反映されている。

グループ1及びグループ2の銀行(金融機関)におけるレバレッジ比率の平均は、図表8のとおりである。

図表8 レバレッジ比率(平均)

	グルー	-プ1	グループ2
	全体	G-SIBs	710 72
2011年6月	3.4%	3.2%	4.3%
2011年12月	3.5%	3.3%	4.3%
2012年6月	3.7%	3.5%	4.4%
2012年12月	3.7%	3.5%	4.3%
2013年6月	4.0%	3.7%	4.7%
2013年12月	4.4%	4.2%	5.2%
2014年6月	4.7% (※)	4.5%	5.6%

- (注) 図表 8 では、原則として、Table A. 16 の数値を採用している。もっとも、グループ 1 の 2014 年 6 月の数値は、「バーゼルIIIモニタリングレポート」の本文と Table A. 16 との間に相違がある。これは、本文はすべてのモニタリング対象の銀行(金融機関)のレバレッジ比率の平均であるのに対し、Table A. 16 は 2011年 6 月から 2014年 6 月までの間継続的にモニタリングに情報を提供してきた銀行(金融機関)(グループ 1 が 92、そのうち G-SIBs が 30、グループ 2 が 92)のレバレッジ比率の平均であることに起因する。そこで、2014年 6 月のレバレッジ比率(平均)に限り、本文の数値を採用している。
- (※) Table A.16 では「4.6%」。

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文及び Table A.16 より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となった銀行 (金融機関) 9 のうち 17 行が「レバレッジ比率 3%以上」をクリアできていない 10 。その内訳は、グループ 1 が 7 行、グループ 2 が 10 行である。

ここで、参考として、レバレッジ比率の分子(Tier 1 資本)と分母(エクスポージャー額)、 自己資本比率の分母(リスク・アセット)、そして会計上の総資産の推移を示すと、図表 9 のと おりである。

 $^{^{10}}$ 前回のモニタリングでは、レバレッジ比率 3%をクリアできていない銀行 (金融機関) はモニタリング対象のうち 25 行であった。



⁷ ここでいう「レバレッジ比率」と、一般的によく用いられている「レバレッジ」は、相互に逆の方法で算出される。たとえば、「レバレッジ比率 3%(=3/100)以上」は、「レバレッジ 33 倍(=100/3)以下」と言い換えることが可能である。

⁸ レバレッジ比率の改訂版の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

^{◆「}バーゼル委、レバレッジ比率の要件緩和」(鈴木利光) [2014年2月26日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140226_008262.html)

⁹ サンプル数は、グループ1が97、グループ2が115。

図表 9 Tier 1 資本、リスク・アセット、エクスポージャー額、会計上の総資産の推移

2011年6月=100

				グル-	−プ1			
			全体			G-	-SIBs	
	Tier 1資本	リスク・アセット	エクスポージャー額		Tier 1資本	リスク・アセット	エクスポージャー額	
	(レバレッジ比	(自己資本比率の	(レバレッジ比率の	会計上の総資産	(レバレッジ比	(自己資本比率の	(レバレッジ比率の	会計上の総資産
	率の分子)	分母)	分母)		率の分子)	分母)	分母)	
2011年6月	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2011年12月	105.2	98.6	102.5	103.1	104.7	97.1	102.4	103.2
2012年6月	114.2	96.8	106.0	106.8	113.6	94.2	105.5	106.3
2012年12月	120.0	94.6	110.2	105.6	118.3	90.5	109.7	104.3
2013年6月	125.8	96.0	107.8	106.4	124.1	90.9	103.6	104.1
2013年12月	135.3	95.5	104.0	104.7	134.3	89.5	102.5	101.2
2014年6月	145.2	95.4	106.5	108.7	144.4	90.4	103.9	104.4
		グリ	レープ2					
	Tier 1資本	リスク・アセット	エクスポージャー額					
	(レバレッジ比	(自己資本比率の	(レバレッジ比率の	会計上の総資産				
	率の分子)	分母)	分母)					
2011年6月	100.0	100.0	100.0	100.0				
2011年12月	103.5	103.9	104.0	103.5				
2012年6月	108.8	104.6	107.0	105.8				
2012年12月	108.3	107.7	110.0	107.5				
2013年6月	113.3	107.9	105.5	108.5				
2013年12月	126.2	107.8	104.2	108.2				
2014年6月	139.3	110.3	107.1	110.3				

(出所)「バーゼル皿モニタリングレポート」Table A.17より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 9 からわかるとおり、前々回のモニタリング(2013 年 6 月末時点)で、それまで増加し続けてきたエクスポージャー額(レバレッジ比率の分母)が減少しており、いわゆるデレバレッジの兆しが見られた。この兆しは、前回のモニタリング(2013 年末時点)でも引き続き確認されたが、今回のモニタリング(2014 年 6 月末時点)ではエクスポージャー額が再び増加しており、デレバレッジが一段落したように見受けられる。

もっとも、BCBS によると、モニタリング対象となった銀行(金融機関)の 6.6%(約 14 行)が、最低所要水準(Tier 1)と資本保全バッファーの合計(8.5%)に G-SIBs サーチャージを上乗せした Tier 1 比率をクリアするための資本調達をしたとしても、レバレッジ比率 3%をクリアできないとされている(図表 10 の下線箇所参照)。そのため、デレバレッジとまではいかなくとも、エクスポージャー額(レバレッジ比率の分母)の増加を抑制するというトレンドが次回のモニタリング(2014 年末時点)まで継続する可能性も考えられる。



図表 10 レバレッジ比率と Tier 1 比率 (8.5% + G-SIBs サーチャージ) の関係

		Tier: (8.5%+(チャ- をクリアし Yes (※)	G-SIBsサー -ジ)	#	Tier 1比率 (8.5%+G-SIBsサー チャージ) をクリアした後の合計
レバレッジ比率3%をク	Yes (%)	2.4%	5.7%	8.1%	<u>6.6%</u>
リアしていない?	6.6%	85.3%	91.9%	93.4%	
	計	9.0%	91.0%	100.0%	100.0%

(※)該当する銀行(金融機関)の割合

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」Table 3より大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、グループ 1 及びグループ 2 の銀行(金融機関)における、バーゼルⅢの資本水準に対する資本不足額(図表 6 参照)と、レバレッジ比率 3%に対する資本不足額の合計は、図表 11 のとおりである。

図表 11 資本不足額(自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制)

(単位) 10 億ユーロ

						グル-	-プ1					
			全	体						IBs		
			自己資本比率規制	引上の資本不	足額				自己資本比率規制	制上の資本不	足額	
					最低所要	水準					最低所要	水準
		最低所要	水準	-	+資本保全バッ	ッファー	最低所要水準			+資本保全バッファー		
				+G-SIBsサーチャージ						+G-SIBsサーチャージ		
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率
2011年6月	38.8	66.6	119.3	485.6	221.4	223.2	31.7	52.9	93.1	431.8	166.4	164.0
2011年12月	11.9	32.5	107.7	384.1	226.3	232.0	7.6	22.6	86.3	346.1	175.5	167.7
2012年6月	3.7	16.2	61.8	197.9	197.0	224.0	0.1	11.2	50.4	176.8	163.3	156.9
2012年12月	2.2	10.2	45.7	115.0	154.8	171.3	0.0	5.9	36.5	102.3	132.1	116.1
2013年6月	3.3	6.9	18.6	57.5	104.5	143.8	0.0	1.8	13.0	44.3	88.6	99.7
2013年12月	0.1	1.4	3.6	15.1	48.8	95.4	0.0	0.0	0.2	11.8	41.7	64.6
2014年6月	0.0	0.0	0.0	3.9	18.6	78.6	0.0	0.0	0.0	3.9	14.3	64.4
	自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額				己資本不足額	自己資	本比率規制」	上の資本不足額 + し	バレッジ比	率規制上の自	己資本不足額	
2013年12月	0.1	39.5	3.0	15.1	72.8	90.9	0.0	31.8	0.0	11.8	61.8	62.7
2014年6月	0.0 7.0 0.0		3.9	21.7	78.3	0.0	4.7	0.0	3.9	15.0	64.4	
			グル・	-プ2								
			自己資本比率規制	引上の資本不	足額							
		最低所要	水淮		最低所要	水準						
					+資本保全バ							
	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率	CET 1比率	Tier 1比率	総自己資本比率						
2011年6月	8.6	7.3	5.5	32.4	16.6	11.6						
2011年12月	7.6	2.1	4.1	21.7	11.9	8.6						
2012年6月	4.8	1.6	5.0	16.0	7.3	12.0						
2012年12月	11.4	2.3	8.7	25.6	11.5	14.6						
2013年6月	12.4	3.0	8.4	27.7	7.5	12.3						
2013年12月	2.0	0.7	4.0	9.4	6.9	8.3						
2014年6月	0.1	0.3	3.1	1.8	5.6	5.6						
	自己資本比率規制上の資本不足額 + レバレッジ比率規制上の自己資本不足額					己資本不足額						
2013年12月	2.0 7.5 3.9 9.4				12.9	8.0						
2014年6月	0.1	3.4	3.1	1.8	8.6	5.4						

(出所)「バーゼル皿モニタリングレポート」Table 1、Table A.6、Table A.7 より大和総研金融調査部制度調査課作成



5. 流動性規制

(1) 流動性カバレッジ比率 (LCR)

バーゼルⅢは、流動性カバレッジ比率(適格流動資産/30日間のストレス期間に必要となる流動性)を「100%以上」としている(2015年から2019年にかけて段階的に実施)¹¹。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行(金融機関)における LCR の平均は、図表 12 のとおりである。

図表 12 LCR (平均)

	(サンプル数)	グループ1	(サンプル数)	グループ2
2011年6月	(103)	90%	(101)	83%
2011年12月	(102)	91%	(107)	98%
2012年6月				
2012年12月	(101)	119%	(121)	126%
2013年6月	(102)	114%	(124)	132%
2013年12月	(101)	119%	(115)	132%
2014年6月	(94)	121%	(116)	140%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となった銀行(金融機関)の 80% (約 168 行)がすでに「LCR 100%以上」をクリアしている 12 。言い換えると、20% (約 42 行)がこれをクリアできていないということになる。

(2) 安定調達比率 (NSFR)

バーゼルⅢは、安定調達比率 (NSFR) (利用可能な安定調達額 (資本+預金・市場性調達の一部) / 所要安定調達額 (資産×流動性等に応じたヘアカット)) を「100%以上」としている (導入は 2018 年から)。

今回のモニタリングでは、BCBS が 2014 年 10 月 31 日に公表した NSFR の見直しに係る最終規則文書 13 による変更はまだ反映されておらず、2014 年 1 月 12 日に公表した NSFR の見直しに係

^{◆「}安定調達比率 (NSFR) (バーゼルⅢ)」(鈴木利光) [2015 年 3 月 18 日]



¹¹ LCR の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

^{◆「}流動性カバレッジ比率(LCR)の告示」(鈴木利光) [2015年2月18日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150218_009461.html)

^{◆「}流動性カバレッジ比率(バーゼルⅢ)」(鈴木利光) [2013 年 3 月 18 日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html)

¹² 前回のモニタリングでは、「LCR100%以上」をクリアしている銀行(金融機関)はモニタリング対象の76%(約164行)であった。

¹³ NSFR の見直しに係る最終規則文書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

る市中協議文書14による変更案が反映されているにとどまる。

グループ 1 及びグループ 2 の銀行(金融機関)における NSFR の平均は、図表 13 のとおりである。

図表 13 NSFR (平均)

	(サンプル数)	グループ1	(サンプル数)	グループ2
2011年6月	(103)	94%	(102)	94%
2011年12月	(102)	98%	(107)	95%
2012年6月	(101)	99%	(108)	100%
2012年12月	(101)	100%	(121)	99%
2013年6月				
2013年12月	(101)	111%	(107)	112%
2014年6月	(94)	110%	(118)	114%

(出所)「バーゼルⅢモニタリングレポート」本文等より大和総研金融調査部制度調査課作成

モニタリングの結果によると、モニタリング対象となったグループ 1 の銀行(金融機関)の74%(約70行)、グループ 2 の銀行(金融機関)の85%(約100行)が、すでに「NSFR 100%以上」をクリアしている。言い換えると、グループ 1 の26%(約24行)、グループ 2 の15%(約18行)が、これをクリアできていないということになる。

6. おわりに

以上が、BCBSによる「バーゼルⅢモニタリングレポート」の概要である。

グループ 1 の銀行 (金融機関) においては、前回に比して、CET 1 の最低所要水準 (4.5%) に対する資本不足額が 1 億ユーロ減少してゼロとなり、CET 1 の最低所要水準と資本保全バッファーの合計 (7.0%) 15 に対する資本不足額が 74%減少している(「バーゼルIIIモニタリングレポート」p. 13 参照)。グループ 2 の銀行(金融機関)においても、前回に比して、CET 1 の最低所要水準と資本保全バッファーの合計 (7.0%) に対する資本不足額が 81%減少している(図表 6 参照)。

こうしたことから、前回のモニタリング結果に引き続き、今回のモニタリング結果からも、銀行(金融機関)は、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までに、CET 1 比率 7.0%(最低所要水準と資本保全バッファーの合計)、ひいては総自己資本比率 10.5%(最低所要水準と資本保全バッファーの合計)に対する資本不足額の大

 $^{^{15}}$ G-SIBs30 行においては、最低所要水準と資本保全バッファーの合計 (7.0%) に G-SIBs サーチャージを上乗せした CET 1 比率を指す。



⁽http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150318_009563.html)

¹⁴ NSFR の見直しに係る市中協議文書の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

^{◆「}バーゼル委、安定調達比率のルール制定へ」(鈴木利光) [2014年2月27日]

⁽http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140227_008266.html)

部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

というのは、グループ 1 及びグループ 2 の銀行(金融機関)の双方において、CET 1 が規制資本の 8 割超を占めているところ(図表 4 参照)、その CET 1 の 5 割前後を内部留保が占めているためである(図表 5 参照)。

レバレッジ比率に目を移すと、今回のモニタリング(2014 年 6 月末時点)ではエクスポージャー額が再び増加しており、デレバレッジが一段落したように見受けられるものの、最低所要水準(Tier 1)と資本保全バッファーの合計(8.5%)に G-SIBs サーチャージを上乗せした Tier 1 比率をクリアするための資本調達をしたとしても、レバレッジ比率 3%をクリアできない銀行(金融機関)が 6.6%(約 14 行)ある。したがって、エクスポージャー額(レバレッジ比率の分母)の増加を抑制するというトレンドが次回のモニタリング(2014 年末時点)まで継続する可能性も考えられる。

以上

